

立川市障害支援区分認定等審査会の委員の定数を定める条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 31 年 2 月 22 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成
18 年政令第 10 号）第 5 条第 1 項本文の規定による。

立川市障害支援区分認定等審査会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

立川市障害支援区分認定等審査会の委員の定数を定める条例（平成18年立川市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p><u>立川市障害支援区分認定等審査会の委員の定数等を定める条例</u></p> <p>（審査会の委員の定数）</p> <p>第1条 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第15条の規定により設置する立川市障害支援区分認定等審査会（以下「審査会」という。）の委員の定数は、18人以内とする。</u></p> <p><u>（委員の任期）</u></p> <p>第2条 <u>委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>2 <u>委員は、再任されることができる。</u></p> <p>（委任）</p> <p>第3条 法令及びこの条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p><u>立川市障害支援区分認定等審査会の委員の定数を定める条例</u></p> <p>（審査会の委員の定数）</p> <p>第1条 <u>立川市障害支援区分認定等審査会（以下「審査会」という。）の委員の定数は、18人以内とする。</u></p> <p>（委任）</p> <p>第2条 法令及びこの条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。